

生命(いのち)の安全教育 学習指導案例

【指導案例(高等学校)】

題材名:大切な心と体の権利が守られた人間関係について考えよう

ねらい(育てたい資質・能力):

○誰もが心と体を保全する権利を有し、性暴力は人権侵害であることを理解できる。【知識】

○性的同意を伝えること、受けとることの重要性を認識できる。【態度】

学習教材:資料1、2、3、4 自作教材

動画資料 文部科学省「生命(いのち)の安全教育」高校向け動画教材

(https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html)

学習展開:

	活動内容	主な発言・発問等(○) 予想される生徒の反応(・)	留意点(・)
導入	1 学習のねらいを確認する。(5分)	○自分の思っていることと、相手が思っていることが食い違って、トラブルになったことはありませんか。 ○今日は大切な心と体の権利が守られた人間関係について、性暴力を題材に考えていきます。	・問いかけのみ。 ・生徒が既に性暴力の当事者となっていることも考慮し、不調があれば無理をしないことを伝え、常に表情等を観察する。
展開	2 資料1を検討し、「性暴力」とは何かを考える。(5分) 3 回答の違いに注目し、「性暴力」について様々な視点から考える。(10分)	○資料1に個人で取り組みましょう。 ○動画資料(文部科学省「生命(いのち)の安全教育」高校向け動画教材「Chapter2 性暴力とは?」冒頭～2分14秒まで)を視聴して確認します。 ○「同意」のない、対等でない、強要された性的行為のことを「性暴力」と言います。 ○(集計結果を表示し)回答に違いがでたのはなぜだろう。グループで意見交換したのち、クラスで共有しましょう。 ・クラスメイトは学校生活をとおして気持ちはわかっている ・クラスメイトでも△△するのはダメ ・クラスメイトでも相手による ・「イヤだ」と思うかどうかは人それぞれ ○自分の体に対して「誰が」「どこを」「どのように」してよいか決める権利を誰もが持っています。あなたが「イヤだ」と思えば、それは性暴力です。相手が「誰か」や「同じ人」でもその時の状況でどう思うかは人それぞれで違います。だからこそ「同意」が必要です。	・Google Forms により、短時間で回答させる。 ・板書して、可視化する。 ・集計結果で、1-①と1-②のように同一の問いの①と②(と③)や同じ②でも違いが大きい場面に注目する。 ・話し合いの約束「参加」「尊重」「守秘」を共有し、話し合いの約束をする。ただし、話しにくいことはパスしても良いことを伝える。 ・生徒の発言を拾いながら確認する。
	4 資料2を検討し、「同意」とは何かを考える。(5分) 5 資料2の認識の問題点について考える。(15分)	○資料2【質問】について個人で取り組みましょう。 ○【質問】は、1から7の考え方によって性暴力が引き起こされてしまった場合、何が問題だったのでしょうか、グループで意見交換したのち、クラスで共有しましょう。	・Google Forms により、短時間で回答させる。集計結果は傾向を確認するのみ。 ・一問ずつ考えさせ、場合によっては資料3により話し合いを促進する追加質問をする。 ・回答の傾向やクラスの状況を踏まえて、理解を深めたい質問を調整する。 ・生徒の発言で解説とし、不十分

			な部分は資料4を用いて補足説明する。
	6 「性暴力」がなぜ起こるのかについて考えたことをまとめる。(5分)	○資料2のような性暴力はどうして起こってしまったのだろう。考えをまとめよう。 ・自分本位の行動で、相手の意思を尊重してない ・相手に流され、自分の意思を伝えられなかった ・誤った考え方や勝手な思い込みがあった ・「断れる」、「イヤだと言いつける」関係ではなかった	・考えをペアで伝えあい、できればクラス全体で共有して学びを振り返らせる。 ・生徒の発言を拾いながら「同意をとること」「対等な関係であること」「強要されないこと」を補足する。
まとめ	7 本時の学習を振り返る。(5分)	○日常生活を含めて、自他の心と体の大切な権利を守るためにどのようなことを大切にしたいか、振り返りましょう。 ○生徒の発言と授業者の気づきをふまえ、心と体の権利が守られた人間関係にとって大切なことを伝える。	・相談できること、は権利であることをおさえる。 ・被害を受けても被害者は悪くない。悪いのは加害者であることをおさえる。

○資料1

「性暴力」にあたると思う場面に「○」、そう思わない場面には「×」、どちらともいえないと思う場面には「△」を記入しましょう。

場面1ー① 知らない人にじろじろ体を見られる。

場面1ー② クラスメイトにじろじろ体を見られる。

場面2ー① 知らない人に着替えているところを見られる。

場面2ー② クラスメイトに着替えているところを見られる。

場面3ー① 知らない人に体をさわられる。

場面3ー② クラスメイトに体をさわられる。

場面4ー① 知らない人に、性的な話を聞かされる。

場面4ー② 友人同士の会話で、性的な話を聞かされる。

場面5ー① 登下校中、知らない人に写真をとられる。

場面5ー② 登下校中、クラスメイトに写真をとられる。

場面6ー① 着替えているところを、知らない人に写真をとられる。

場面6ー② 着替えているところをクラスメイトに写真をとられる。

場面7ー① SNSで知り合った人に下着姿の写真を送信するように言われる。

場面7ー② 友人に下着姿の写真を送信するように言われる。

場面7ー③ 恋人に下着姿の写真を送信するように言われる。

○資料2

【質問】

そうだなと思うものに「○」、そう思わないなら「×」を記入してください。

- 1 いつも同意を得ずにハグしている相手なので、今日もハグをしてよい。()
- 2 つき合っている相手が口では「イヤ」と言っても、顔は笑っているのでキスをしてもいい。()
- 3 互いに成人している恋人同士であれば、性的な行為の際に同意をとる必要はない。()
- 4 家に泊まりに来たのは、性的な行為をしてもいいというサイン。()
- 5 イヤだったら逃げれば(抵抗すれば)いいだけなので、そうしないのは性的な行為をしてもいいということ。()
- 6 ちょっと強引なくらいの方が男らしいので、同意をとる必要はない。()
- 7 肌の露出が多い服装をしているのは、性的な行為を誘惑している(望んでいる)。()

○資料3

【話し合いを促進する追加質問例】

- 1 「いつも」いいなら本当に「今日も」いいのでしょうか？
- 2 顔が笑っていたら本当にいいのでしょうか？
- 3 成人していたら本当にいいのでしょうか？
- 4 泊りに来たら本当にいいのでしょうか？
- 5 本当にイヤと強く拒否(抵抗できる)できるのでしょうか？
- 6 強引なのが本当に男らしいのでしょうか？
- 7 肌の露出が多い服装は、本当に誘惑しているのでしょうか？

○資料4

【期待する生徒の回答例及び補足説明例】

- 1 誰であっても、いつも「同意」をとる必要があります。同じ相手でもいつも「同意する」とは限りません。
- 2 誰もが拒否する権利を持っています。Noは嫌いということではないので、Noを受けとめることが大切です。
- 3 誰であっても、いつも「同意」をとる必要があります。同じ相手でもいつも「同意する」とは限りません。
- 4 誰であっても、いつも「同意」をとる必要があります。同じ相手でもいつも「同意する」とは限りません。
- 5 上下関係による対等でない関係性により拒否できないことや体が固まって抵抗できないこともあります。
- 6 誤ったジェンダーバイアスが拒否できなくさせていたり、被害にあっても誰にも言えなくさせたりします。
- 7 加害者側が「誘惑」と捉えても、被害者側は着たい服装をしているだけです。(被害者は悪くないことを明確に伝え、責められる対象ではないことを補足する。)

【中学校（学級活動）・高等学校（LHR）指導案例】

題材名：心と体の権利が守られる人間関係について考えよう

ねらい（育てたい資質・能力）：

○グルーミングの危険性と人間関係における力関係（バランス）を理解する【知識】

○心と体の権利が脅かされる場面に直面した際、サポートにアクセスするか、他者がサポートにアクセスするのを助ける【技能】

※性的グルーミング（性的手なずけ）とは、「こどもに徐々に近づき、警戒心を解いて自分を信用させることで、性暴力を振るいやすくなるための加害者の行動のこと」。

使用動画：

・チャイルド・ファンド・ジャパン「グルーミングに気をつけて オンラインで出会った優しいあの人は犯罪者かも？」

（44秒）(<https://www.youtube.com/@ChildFundJapan/shorts>)

学習展開：

	活動内容	教師の主な発言・発問等(○) 予想される生徒の反応(・)	留意点(・)
導 入	1 事前アンケートの結果を見て、学習のテーマを確認する。(5分)	○SNSの事例を通して心と体の権利が守られる人間関係について考えます。 (事前アンケート設問例) 「どういうアプリをよく使いますか」 「SNSのよさは何だと思いますか」 「グルーミングを知っていますか」 「SNSでトラブルにあった時、相談する人や場所がありますか」	・生徒が既に性暴力の当事者となっている可能性を考慮する。無理をしないことを伝え、常に表情等を観察する。 ・可能なら、チャット機能付きのオンラインゲーム等についても実態を把握する。
	自身の心と体の権利が守られる人間関係とはどういう関係だろうか。		・「権利が守られる」とは、自分の心と体は自分のものであり、決める権利は自分にあることを確認する(【参考】を参照)。
展 開	2 SNSに関する各場面を見て、心と体の権利が守られるような関わりができているかを考え、判断する。(20分)	○資料1の場面【1】から【5】で、Aさんは、心と体の権利が守られるような関わりができていますか。 ○グループでどのように考えたかを、その理由も含めて意見交換しましょう。 ・(補足資料を参照)	・場面【1】から順番にスライドで資料を示し、1つずつ考える時間を確保する。 ・問題があることを前提とした問いかけ、声かけはしないよう留意する。 ・「参加」「尊重」「守秘」を示し、対話の約束を確認する。ただし、話しにくい時はパスをしてもよいことを伝える。
	3 資料2・3に触れながら、被害の背景について考える。(10分)	○(資料2提示) 場面【5】の直後、場面【6】の状況が起きてしまいました。 ○(資料3提示) 場面【5】【6】の事例は、実際におきており、被害件数も増えています。 ○なぜ場面【5】の時に写真を送ることを断れなかったのでしょうか。 ・嫌われたくなかったから。 ・嫌だったけど言い出せなかった。 ・相手も送ってくれていたの。 ・友達には聞いてもらえないので、話をきいてくれるBさんを信頼していたから。	・「相談しない」「被害という認識がない」等のことから被害の実数はもっと多いであろうことを押さえる。 ・場面【1】から【4】も振り返りながら考えるよう促す。 ・被害者の状況から考えるが、悪いのは被害者ではなく加害者であることを押さえる。

	4 場面【1】から【5】を振り返りながら、SNS利用の際にどのように心と体の権利を守るかについてグループで考える。(10分)	○場面【1】から【5】について、SNSのよさと問題の両面を踏まえながら、心と体の権利を守るためには、どんな行動ができるでしょうか。 ・インターネットでは普段話すことができない内容を話せるよさがあるが、その危険性があることを意識する。 ・「写真を送れ」等は撮影罪、提供罪になるので、写真を撮らない、送らない。 ・インターネットの相手は誰か分からない。写真やコメントで相手のことを分かったように思いこまない。 ・「えっ」と思ったときに、心と体の権利が守られているかについて立ち止まって考える。 ・信頼できる人や相談機関に早めに相談する。	・よさと問題の両面から捉えさせる。 ・できれば全体でシェアし、お互いに支え合える雰囲気につなげる。
まとめ	5 動画を視聴し、本時の学習を振り返る。(5分)	○今日の学習の振り返りをワークシートに記入しましょう。 ○(動画を視聴)	・本時の学習で出てきた生徒の言葉を活用しながら、グルーミングについてリフレインする。

【教師の振り返り(例)】

○(事例にあったように)性に関することで悩んだ際には、早めに相談をしてください。相談にのってもらい、聞いてもらうのは当然の権利です。

○プライバシーに関することは相談しにくいかもしれませんが、鳥取県では「性暴力被害者支援センターとっとり」など相談機関がありますので、知っておいてください。

○悪いのは人の優しさや弱みにつけこむ加害者です。被害にあったとしても自分を責めること、他人から責められることはありません。

○もしかしたら、Aさんは相談にのってもらったこと、あるいは、アーティストについてよく知っていることで、対等な関係とは感じず、そこにつけこまれたのかもしれません。グルーミングは対等ではない人間関係で起こりやすい。対等とは言えない関係性であっても、自分の言いたいことが言えたり、嫌なことが嫌だと言えたりすることが、心と体の権利が守られる関係だということを理解してほしい。

○SNSだけでなく、日頃の関わりでも、対等な関係を互いに築けているかを考えたり、周りの友達が対等な関係を築けているかを話し合ったりすることにつなげてほしい。

【参考】「体の権利」について知ろう

あなたの体の主人公はあなたです。あなたとまったく同じ人はいません。何か特別なことをしなくても、あなたは生きているだけで、特別な存在なのです。そして、次の1～6のような「体の権利」をもっています。

- 1 体のそれぞれの器官・パーツの名前や機能について十分学ぶことができます。
- 2 だれもが自分の体のどこを、どのようにふれるかを決めることができます。
- 3 体は自分だけのものであり、だれかが勝手にさわられることはゆるされません。
- 4 体が清潔に保たれて、けがや病気になったときは治療を受けることができます。
- 5 心と体に不安や心配があるときには、相談ができる場所があり、サポートを受けることができます。
- 6 1～5が実現できていないときには、「やってください!」と主張することができます。

どれも大切なことですが、「あなたの体はあなただけのもので、あなたの許可をとらずにあなたの体をさわったり、見たりすることはできない」ということをしっかり覚えてください。もしそれが破られそうになったら「やめて」「助けて」と声を上げましょう。

(出典) 長 香織 2025, 「あなたの心と体を守る性の知識～生命の安全教育～ 1. 自分を守るために大切なこと」(ポプラ社) 8-9 頁より編集

【資料1】ある生徒（Aさん）をモデルとした事例

SNS を始めて約半年。1ヵ月ほど前から B さんの投稿にはまっている。2日に1回ほど更新されていて、フォロワー数も多い。好きなアーティストが同じで、よくライブの様子がアップされていたり、あまり知られていない情報が多かったりしているので、更新されていないか、毎日確認している。

場面【1】

【Bさんと、心と体の権利が守られる関わりができていますか？】

B さんの投稿の内容が好きだったので、投稿ができるたびに「いいね」で表現したり、コメントを投稿したりしていました。たまに、自分の投稿にもコメントをつけてくれたので、そのやりとりを楽しんでいました。

(できている ・ できていない ・ 迷う)

場面【2】(場面【1】の数日後)

【Bさんと、心と体の権利が守られる関わりができていますか？】

あるとき、B さんから「もっと仲良くなりたい」と個人宛にメッセージが送られてきました。以前から投稿されている写真をみても、同性で年齢も近そうだったので、もっと話したいと思い、個人的にメッセージのやりとりができるようにしました。

(できている ・ できていない ・ 迷う)

場面【3】(場面【2】の数日後)

【Bさんと、心と体の権利が守られる関わりができていますか？】

学校の友達と嫌な雰囲気になってしまい、どうしたらいいかとその不安を SNS に投稿したら、B さんから「大丈夫？もしよかったら相談にのるよ」とメッセージが届きました。メッセージのやりとりをすることで、B さんは自分のことを本当によくわかってくれていて、不安な気持ちが和らぎました。

(できている ・ できていない ・ 迷う)

場面【4】(場面【3】の数日後)

【Bさんと、心と体の権利が守られる関わりができていますか？】

B さんから「体形に自信がなくて悩んでるんだ」と相談されました。水着姿の写真が添付しており、「変じゃない？」と聞かれたので、「そんなことないよ」「とても似合って素敵だよ」とメッセージを送りました。「A さん、ありがとう、相談して良かった」と B さんから返信が来ました。

(できている ・ できていない ・ 迷う)

場面【5】(場面【4】の数日後)

【Bさんと、心と体の権利が守られる関わりができていますか？】

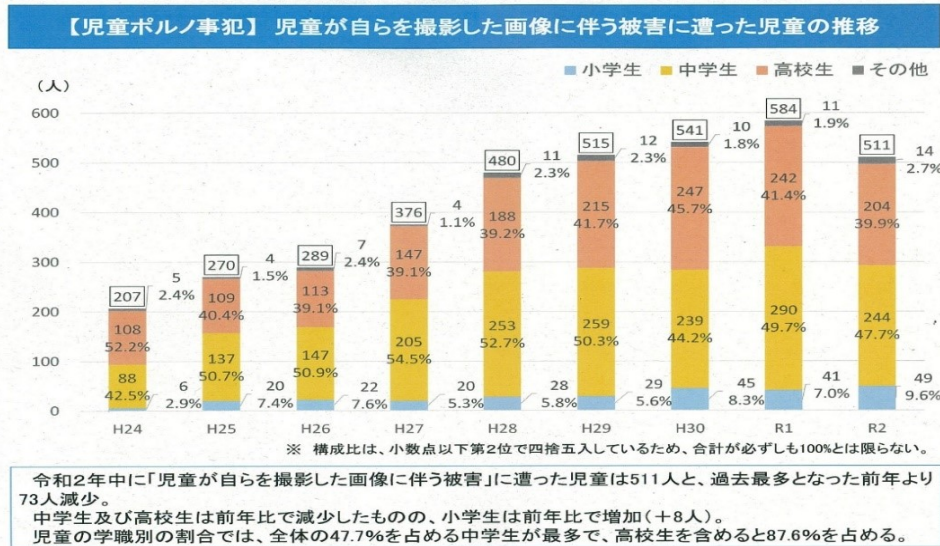
B さんから「この下着、買ったんだ」と下着姿の写真が届き、「A さんも送ってね」とメッセージが届きました。「エッ…」と思ったけど、嫌われなくなかったので、自分の下着姿の写真を B さんに返信しました。

(できている ・ できていない ・ 迷う)

【資料2】場面【6】（場面【5】の直後）

Bさんから「今度は裸の写真を送って」とメッセージが届きました。「嫌だ…送りたくない…」と思い、「Bさん、嫌なんだけど…。何でそんなことを言うの?」と返信しました。すると、Bさんから「早く送らないと下着の写真を拡散するよ。学校や友達に知られてもいいの?」とメッセージが送られてきました。

【資料3】（出典）厚生労働省「児童買春事犯等」検挙件数・検挙人員・被害児童数の推移
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000754725.pdf>)



【参考】子どもたちを「手なずけていく」プロセス

第1段階	自分が加害をできそうな子どもを探す
	・ たくさん子どもから、寂しそうな子どもや一人の時間が多そうな子どもなど、自分が近づきやすそうな子どもにターゲットを絞って近づく（リアルでのグルーミング）。 ・ 一度にたくさん子どもたちを見て、SNSへの書き込みから、接触しやすそうな子どもを選択する（オンライングルーミング）。
第2段階	子どもに近づき、他の人から隔離する
	・ 居残りで勉強するように誘う、一人だけ放課後に手伝いを頼む。 ・ 「周りの人はあなたのことをわかっていない」「あなたはがんばっているのを私だけが知っている」「私はあなたのことをわかっている」「友達あなたのことを嫌っているのかもしれない」と引き離す。 ・ ダイレクトメッセージの機能などを使って、他の人の目の届かない場所で子どもと接触し、家やカラオケに誘い出す。
第3段階	子どもとの信頼関係、愛情関係を築いていく
	・ 子どもとコミュニケーションスタイルを合わせたり、子どもたちの好きなことや趣味に関心を示したりする。 ・ SNSなどで毎日、挨拶をして、「がんばっているね」と伝え、悩みを聞き、子どもに「この人はわかってくれる」という感覚を与える。 ・ 「こんなに話が合う人はいないよ」「あなたと話していると楽しい」「私たちはすごく好み似ているね」と伝えるなど、「私はこの人にとって特別なんだ」という感覚を、子どもたちに抱かせることもある。
第4段階	性的なことに慣れさせる
	・ 興味を引き出し、性的な話をしたり、軽い性的な接触をしたりする。 ・ マッサージをしたり、くすぐりあいをしたり、膝にのせたり、軽いボディタッチをするなど、一見、性的に見えない身体接触をして、性的な接触に対する子どもたちに感覚を鈍らせたり、拒否しにくくさせていく。 ・ 時には、遊びや励ましの一環でからだをさわったり、服の上から胸や性器をさわったりすることもある。
第5段階	加害行為を継続していく
	・ 子どもたちを徐々に手なずけ、性加害をした後、加害者は、子どもたちにやさしく接する。「これは愛情だ」「これは二人だけの秘密だ」と伝えることもある。 ・ 「このことが知られたら、家族がひどい目にあうよ」など脅すこともある。

（出典）齋藤梓 2024, 「性暴力についてかんがえるために」（一藝社）15-17 頁より編集・加筆